

令和6年度（2024年度）

函館市風しんに関する追加的対策事業実施要綱

目次

第1章 総則（第1条—第2条）

第2章 風しん抗体検査（第3条—第9条）

第3章 風しん第5期定期接種（第10条—第16条）

第4章 風しん抗体検査および風しん第5期定期接種のクーポン券について
（第17条—第21条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号）および特定感染症検査等事業実施要綱（平成14年3月27日付け健発0327012号厚生労働省健康局長通知「特定感染症検査等事業について」別紙）の規定に基づき、市が実施する風しん抗体検査および予防接種法第2条第4項の定期的予防接種（以下「風しん第5期定期接種」という。）に関する取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（事業の内容）

第2条 この要綱により実施する事業は、次のとおりとする。

(1) 風しん抗体検査

(2) 風しん第5期定期接種

第2章 風しん抗体検査

（対象者）

第3条 対象者は、風しん抗体検査を受検する時点で函館市に住民登録のある昭和37年（1962年）4月2日から昭和54年（1979年）4月1日までの間に生まれた男性とする。

（実施期間）

第4条 風しん抗体検査の実施期間は令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までとする。

（検査業務の委託）

第5条 検査の実施に当たっては、全国知事会と公益社団法人日本医師会等との間で締結された風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種の委託に係る集合契約（以下「集合契約」という。）において、風しん抗体検査業務を受託している医療機関等（以下「検査実施機関」という。）に委託するものとする。

(検査の実施方法)

第6条 検査は、別表に掲げる方法のいずれかにより実施するものとする。

(委託料)

第7条 委託料は下表に掲げる額とする。

検査の実施機会	検査方法	委託料 (税抜き)
健診等の機会に行う場合	HI法, LTI法 ICA法	1, 290円
	EIA法, ELFA法 CLEIA, FIA法 CLIA法	2, 680円
月～金曜日午前8時から午後6時までの間, または土曜日午前8時から正午までの間に医療機関を受診して行う場合 (休日を除く)	HI法, LTI法 ICA法	4, 930円
	EIA法, ELFA法 CLEIA, FIA法 CLIA法	6, 320円
上記以外の時間に医療機関を受診して行う場合	HI法, LTI法 ICA法	5, 430円
	EIA法, ELFA法 CLEIA, FIA法 CLIA法	6, 820円

(検査結果の通知等)

第8条 受検者への検査結果の通知は、検査実施機関から行うものとする。

(書類等の保存)

第9条 風しん抗体検査の結果に関する書類等は、当該検査を実施した年度の終了後5年間保存しなければならない。

第3章 風しん第5期定期接種

(対象者)

第10条 対象者は、風しん第5期定期接種を受ける時点で函館市に住民登録のある昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性とする。ただし、次の各号に該当する者を除く。

- (1) 風しんの予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者。
- (2) 風しん抗体検査を受けた結果、別表に掲げる抗体価を超える抗体価が認められ、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、風しん第5期定期

接種を行う必要がないと認められる者。

(実施期間)

第11条 風しん第5期定期接種の実施期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(定期接種業務の委託)

第12条 定期接種業務の実施に当たっては、集合契約において風しん第5期定期接種業務を受託している医療機関等（以下「定期接種実施機関」という。）に委託するものとする。

(定期接種に使用するワクチン)

第13条 定期接種に使用するワクチンは、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MRワクチン）とする。

(委託料)

第14条 委託料は下表に掲げる額とする。

種 別	委託料（税抜き）
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MRワクチン）	9, 150円
予診のみ	1, 805円

(予防接種済証の交付)

第15条 市長は、被接種者に対して予防接種後直ちに、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第4条第2項に定める予防接種済証を交付するものとする。この場合において、第20条で規定するクーポン券が貼付された予診票を予防接種済証として取り扱うことができる。

(書類等の保存)

第16条 風しん第5期定期接種に関する書類等は、当該接種を実施した年度の終了後5年間保存しなければならない。

第4章 風しん抗体検査および風しん第5期定期接種のクーポン券について

(対象者)

第17条 対象者は、函館市に住民登録のある昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性とする。

(事業の内容)

第18条 対象者がクーポン券等を利用して抗体検査の受検および定期接種を受ける場合に要する費用負担分の助成措置の実施を行うものとする。

(事業の開始日、抗体検査の受検および接種の回数)

第19条 事業は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとし、1人1回、抗体検査の受検および定期接種を受けることができるものとする。

(クーポン券について)

第20条 クーポン券は、次のとおりとする。

- (1) 令和5年度(2023年度)以前に市長が交付したクーポン券について、券面記載の有効期限を2025年3月と読み替えるものとする。
- (2) クーポン券をき損し、または紛失した場合において、函館市風しんに関する追加的対策事業抗体検査・予防接種無料クーポン券再交付申請書(別記第1号様式)により再交付の申請があったときは、再交付するものとする。
- (3) 市長は、クーポン券を再交付した者についてクーポン券交付台帳を整備するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。